

令和5年度第1回北海道障がい者就労支援推進委員会

議 事 録

日時：令和5年（2023年）7月27日（木）15:00～17:00

場所：かでの2.7（740研修室）及びオンライン（ZOOM）開催

1 開会（15:00）

【事務局】

これより、委員会を開催いたします。私、北海道保健福祉部障がい者保健福祉課課長補佐の山下と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日はご多忙のところご出席いただきましてありがとうございます。開会にあたりまして、北海道保健福祉部障がい者保健福祉課長の徳田より、ご挨拶申し上げます。

2 挨拶

【徳田課長】

北海道保健福祉部障がい者保健福祉課長の徳田です。よろしくお願いいたします。本日は、お忙しいところ、ご出席いただき厚くお礼申し上げます。委員の皆様には、本道の障がい保健福祉施策の推進に当たり、日頃から多大なるご理解ご協力をいただいておりますことに、この場をお借りして感謝を申し上げます。

さて、道では、平成25年に計画期間を令和5年3月までとする「第2期北海道障がい者基本計画」を策定し、また、令和3年に、計画期間を令和6年3月までとする「第6期障がい福祉計画」を策定し、希望するすべての障害者が安心して地域で暮らせる社会づくりを基本的な目標として、北海道における障がい者施策の促進に取り組んできました。

今回、道の障がい福祉施策の基本的な方向性を示す「北海道障がい者基本計画」と、それに基づく地域の必要な障がい福祉サービスの実施方針を示す「北海道障がい福祉計画」の2つの計画を統合し、一体的な障がい福祉サービスを提供することを目的として、「第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画」を策定することとしています。

今回の推進委員会では、この計画の「基本的な考え方」の主に就労に関する事項について、ご意見をいただき、より実効性のある計画としたいと考えておりますので、ご協力をお願いします。

道といたしましては、今後とも、本日お集まりの皆様方をはじめ、福祉関係者や、企業などの関係機関と連携しながら、「第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画」を策定してまいりたいと考えておりますので、引き続きご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。本日はよろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、議事に入る前に、資料の確認をさせていただきます。皆様には次第と委員名簿、資料1から3とともに、参考資料として条例をお送りさせていただいております。本日はまず、報告事項として、関係機関における今年度の取り組み状況を、次に障害者就労就業・生活支援センターのあり方について報告いただき、次に、協議事項としまして「第3期北海道障がい者基本計画、第7期北海道障がい者障害福祉計画」の基本的な考え方について、ご議論いただくことを予

定しております。終了時刻は 17 時頃を予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。

3 委員紹介

【事務局】

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。まず、委員紹介として、今年度令和 5 年度に新たに就任されました 2 名の方をご紹介させていただきます。今回就任いただきました、社会福祉法人北海道社会福祉協議会副会長の富田委員と、厚生労働省北海道労働局就業安定部就業対策課就業対策課長の三上委員でございます。

(委員順次紹介 省略)

なお、本日の委員会ですが、委員 18 名のうち 2 分の 1 以上となる 15 名のご出席をいただいております。北海道障がい者条例第 38 条に規定する成立要件を満たしておりますので、この委員会が成立していることをご報告いたします。それでは、以降の進行につきましては、昨年度会長に任命されております橋本会長に、議事進行をお願いします。

4 報告

(1) 関係機関における今年度の取組状況

【橋本会長】

橋本でございます。よろしくお願いいたします。それでは次第に沿って進行させていただきます。次第「4 報告」の「関係機関における今年度の取り組み状況」について、初めに、厚生労働省北海道労働局三上委員からお願いします。

【三上委員】

北海道労働局職業対策課長の三上でございます。私の方から資料 1-1 の①から④につきまして簡単に説明をさせていただきます。まず資料 1-1 の①につきましては、ハローワークにおける障がい者の就労支援についての概要として、記入させていただいておりますので、内容につきましては、昨年度と変わりありません。ご確認をいただければと思います。

続きまして、資料 1-1 の②の、ハローワークにおける障がい者の職業紹介状況についてです。令和 4 年度の数値となりますが、就職件数につきましては 4768 件、令和 3 年度に比べ 7.4%、327 件増加となりました。障害種別では、精神障害者の就職件数が一番伸びております。新規求職申し込み件数につきましても、1 万 1439 件となりまして、令和 3 年度と比べて 5.1%、558 件増加となりました。そのうち、精神障がい者につきましては、5745 件と、令和 3 年度に比べ 9.8%、511 件増加し 12 年連続して、増加しておりますので、精神障がい者の方の仕事探しが、伸びている状況でございます。その他の数値につきましては、資料をご確認いただければと思います。

資料 1-1 の③につきましては、昨年度と同じ資料となっておりますので、内容につきましてはですね、中身を後でご確認いただければと思います。各種障害者雇用のご案内ということで、助成金だとか、雇用率の関係だとかの資料となっております。

最後に、資料 1-1 の④は法定雇用率についてのリーフレットとなります。令和 6 年から法定雇用率が上がり、これによって対象となる企業が増えることとなります。対象となる企業につきましては、既にこのリーフレット送付をさせていただいております。各ハローワークでは、毎年 6 月に調査をしておりますけれど、今年度の分を今集計しておりますので、それに基づいて、今年度達成されていない企業様に対しては、指導に上がります。40 人以上の企業に対しては、こうい

うリーフレットを活用して、雇用促進して参るということになっております。

最後になりますけれども、北海道労働局としましては、障がいをお持ちの方が、1人でも多く社会参加ができますように、本省の指示に基づいて各ハローワークに対して、指導をして参ります。本日お集まりの関係機関の皆様と、今後とも連携をしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

【橋本会長】

ありがとうございました。なお、今回の委員会では、次第「5協議」に時間が割かれる都合上、各機関とも要点についての説明を、簡潔にお願いします。質疑応答につきましては、時間の都合上、報告事項が全て終わりましたら、まとめて受け付けたいと思います。続きまして、独立行政法人高齢障害求職者雇用支援機構からの説明ですが、本日は、北海道障がい者職業センター羽原所長が欠席となっておりますので、事前に資料を提出していただき、各委員及び関係機関の皆さんに送付をしております。参考としていただきますようお願いいたします。続きまして、札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課児玉委員から説明をお願いします。

【児玉委員】

札幌市障がい保健福祉部企画調整担当課長の児玉です。よろしくお願いいたします。私からは、令和5年度札幌市障がい者就労支援関係主要予算概要について説明します。

まず、「1民間企業等への就労拡充」ですが、(1)働く障がい者等への支援として、障がい者就労支援推進費として、次の4事業、「障がい者就業・生活相談支援費」「障がい者元気スキルアップ費」「知的障がいのある方を対象とした介護職員初任者養成費」「障がい者雇用推進のための啓発事業費」ということで、合計1億1900万円の予算としています。続いて、「重度障がい者等就労支援事業費」です。昨年度から開始した事業で、昨年度の利用者数が10名となります。金額としては、7080万1000円の予算でございます。(2)雇用の場の拡充に向けた支援については、「障がい者協働事業運営費補助金」として、市役所一階のカフェなどに、補助金を支出しており、1億4600万円の予算としています。

次に、「2福祉的就労支援に関すること」についてです。製品販売ということで、「元気ショップ」運営費としまして、6400万円の予算です。(2)役務の部分では、元気ジョブアウトソーシングセンター運営費で2500万円の予算となります。

最後に、「3その他の就労支援に関すること」として、障がい者ICTサポートセンター運営費として524万1000円の予算を掲げています。今年度は昨年度と同様の事業実施を予定しております。

【橋本会長】

はい、ありがとうございます。続きまして、北海道経済部労働施策局雇用労政課から説明をお願いします。

【中村委員】

雇用労政課の中村です。よろしくお願いいたします。資料につきましては1-4令和5年度特別支援学校企業向け見学会、それから、平成29年から継続して実施している事業として、目的としては、障がいのある方々がその能力を最大限に発揮し、職業を通じて社会的参加できる環境をつくることで、障がい者雇用を目標とする中小企業等を対象に特別支援学校の見学を開催するというところでございます。主催につきましては、北海道経済部雇用労政課と、北海道教育庁となっております。共催につきましては、北海道労働局、独立行政法人高齢障害求職者雇用支援機構北海道

支部様、となっております。企業の見学会ですけれども、8月24日に新篠津高等養護学校で行い、その後12月4日伊達高等養護学校まで行うこととなっております。道のHP等で周知するとともに、経済5団体に案内をしております。5団体というのは、北海道経済連合会、北海道商工会連合会、北海道商工会議所連合会、北海道経済同友会、北海道中小企業団体連合会です。そのほか、ハローワークにもご協力いただきまして案内をしております。実績につきましては令和4年度は69企業が参加されまして、延べ参加者数が、149人となっております。実際に支援が得られて、内定につながった、もしくは就職したという事例は、雇用については16名、内定については5名となっております。以上です。

【橋本会長】

はい、ありがとうございます。続きまして、北海道経済部労働政策局産業人材課から説明をお願いいたします。

【足達委員】

産業人材課の足達です。資料1-5をご覧ください。障がいのある方々の職業訓練についてという資料になります。当課では、砂川市にあります障害者職業能力開発校をはじめとして、障がいのある方々に対して、各種職業訓練を実施しております。最初に、職業訓練施設の中で行われる訓練について紹介させていただきます。

まず、「1 障害者職業能力開発校における訓練」は、障がいのある方々の適性に応じた職業についての知識・技術を身につけていただき、職業的自立を図るための訓練を行うことを目的としております。

この障害者職業能力開発校は、国が昭和40年に砂川市に設置しまして、道が受託して運営しております。建物、機械、設備は国の所有となっておりますが、職業訓練指導員など職員は道職員となっております。

訓練内容でございますけれども、訓練科は、「総合ビジネス科」、「プログラム設計科」、「CAD機械科」、「建築デザイン科」、「総合実務科」の5つとなっております。このうち「総合実務科」につきましては知的障がい者を対象としております。訓練期間につきましては、「プログラム設計科」が2年、「建築デザイン科」が6ヶ月、他は1年となっております。入校定員につきましては90名で、総定員110名でございます。

入校者数の実績ですが、令和5年度が19名で、定員充足率21.1%、進級した2年生1名を加えると、在籍は20名で訓練を実施しています。修了者数の実績ですが、令和4年度については13名で12名が就職しております。就職率につきましては92%となっております。定員充足率については他の施設と比べて低い状況でして、見直しなどについても検討する必要があると考えているところです。

次に、「2能力開発セミナー」について、道では、高等技術専門学院を道内8カ所に設置して、職業訓練を行っているほか、企業の在職者の方々を対象に、資質の向上を目指した訓練を行っております。障害者校においても、障がい者を対象とした「OAビジネス科」や「コミュニケーション科」などを開催しております。ただ、令和4年度については、予定していた6コースのうちですね、まだ新型コロナウイルス感染症の影響もございまして、中止の報告を受けまして、1コース9名の受講にとどまっております。令和5年度についても、6コースを現在予定しております。

最後に、「3一般校を活用した訓練計画」ですが、高等技術専門学院の中で、普通職業訓練を行っているのですけれども、2ヶ所ほど、障がい者向けの訓練科目を設置して訓練を行っています。函館高等技術専門学院の「販売実務科」、旭川高等技術専門学院の「介護アシスト科」で、知的障がい者の方々を対象に、それぞれ定員10名、訓練期間1年間の訓練を行っています。いずれ

も国の障がい者モデル訓練事業を契機に実施されてきたところです。入校者数ですが、令和5年度は、函館が5名、旭川が2名の計7名でございます。修了者数につきましては、令和4年度は、函館は5名、旭川が3名の計8名で、それぞれ4名の方が就職しています。次に、外部委託などによって、公共訓練施設の外で行う訓練について紹介させていただきます。

【杉田委員】

経済部産業人材課の杉田と申します。私からはの障害者委託訓練について説明させていただきます。道では職業能力開発法に基づき、個別的な職業訓練として委託訓練というものを実施しており、その中で、障害者の方を対象とした委託訓練を実施しております。種類は3種類ございまして、表の区分にございます通り、(ア)「知識技能の習得訓練コース」、(イ)「実践能力習得訓練コース」、(ウ)「特別支援学校早期訓練コース」がございまして、対象の方としては、(ア)と(イ)の部分につきましては、ハローワークに就職申し込みを行い、自己推薦または受講指示を受けた障害者の方が対象となります。そして(ウ)の特別支援学校早期訓練コースについては、特別支援学校の生徒であって卒業後の就職先がなく、就職を希望する方ということになります。実施の方法としては、主に道立高等技術専門学院、いわゆる「MONO テク」が企業等に委託をして実施をしています。訓練期間は、3ヶ月という短期訓練になっておるところです。

実績につきましては、令和4年度は16コースで、受講者37名、修了者33名、就職者14名ということで、就職率は、42.4%となっております。コースごとの特性としては、知識技能習得コースよりも、実践能力習得訓練コース及び特別支援学校早期訓練コースの方が、就職率が高いという特徴が出ています。

次に、「職場適応訓練」について説明します。職場適応訓練とは、就職困難な障害者等の求職者に対し、作業環境に適応することを容易にするため、訓練終了後は委託先の事業主に雇用されることを目的として、事業主に委託して実施するものです。手法としては、各振興局が事業者に委託して実施するものです。訓練期間は6ヶ月で、令和4年度の実績としては、受講者5人、修了者5人、就職者5人ということで、就職率は100%ということになります。

最後の「知的障害者特別委託訓練」については、知的障害者の就職の促進を図るために実施するもので、札幌高等技術専門学院が、北海道はまなす食品株式会社能力開発センターに委託して実施しているもので、訓練期間は1年間、定員は例年10年程度となります。昨年は、受講者8名、修了者7名、就職者7名ということで、就職率では100%ということになっています。

【橋本会長】

ありがとうございます。続きまして、北海道教育庁学校教育局特別支援教育課から、お願いします。

【沓沢委員代理】

皆さんこんにちは。北海道教育庁学校教育局特別支援教育課の沓沢と申します。本来であれば、課長補佐の泉北谷がここに出席することになりますが、急な業務の対応のため、私主査の沓沢が、就労担当として参加させていただいております。特別支援教育課からは、特別支援学校の就労に関することについて2点、伝えさせていただきます。資料1-6 特別支援学校高等部生徒の現場実習の受け入れをお願いしますというカラーのチラシがございまして、これは後ろの方には特別支援学校企業向けの経営見学会の一つ前の知事と教育長連名の文書とセットで、セットということになりますのでよろしくお願いたします。これにつきましては、昨年度までコロナ禍においても、各学校が現場実習等の進路開拓を円滑に実施できるように、道教委として、経済団体や企業、ハローワークと広く関係機関に対して、知事部局と連携し、知事と教育長の連名で、特別支援学校の現場実習の受け入れに係る要請を行ってきたところです。このような関係機関に対

する協力の依頼というのは、新型コロナウイルス感染症5類移行後も重要であるというふうを考え、本年度についてもこういった連名で要請を行ったところです。

次に、2点目、先ほど、経済部労働政策局雇用労政課からも説明ありましたが、特別支援学校企業向け見学会です。後ろにあるチラシで先ほどの雇用労政課の資料と同じものにはなりますが、道教委として教育の立場から少しだけ説明加えさせていただきます。参加いただいている企業についてはすぐに実習や雇用につながる企業ばかりではありませんが、障害者雇用を促進するという長期的な視点から、これまで障害者雇用を行ったことがない企業が、障害のある生徒や障害者雇用について理解していただく、重要な機会であると考えているため、今年度も雇用労政課と連携して進めて参りたいと考えております。今年度は、これまで知的障害特別支援学校の見学となっていましたが、新たに視覚障害の児童生徒が通う札幌視覚支援学校が参加していることも、ここで申し上げます。あともう一つ表になっております。令和4年度、道立特別支援学校高等部卒業生の就職状況については、資料をご覧くださいようよろしくお願いいたします。教育長の特別支援教育課からの説明を終わります。ありがとうございました。

【橋本会長】

ありがとうございました。続きまして、北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課から説明をお願いいたします。

【事務局】

北海道障がい者保健福祉課の山口です。私からは、当課の取り組み状況についてご説明いたします。資料1-7をご覧ください。

まず、「1 道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり」として、①北海道障がい者就労支援プログラム「アクション」登録制度を説明します。「障がい者の就労支援の輪を広げる取組～道民一人1アクション」は、障がいのある方の就労支援の取組を行っている、又は関心がある企業や市町村等を「参加者」として募集し、その取組を周知することにより、障がいのある方の就労支援に対する理解の促進を図るとともに、就労支援の輪を広げていきます。令和5年6月末現在 登録者574名となっています。

続いて、②障がい者就労支援企業認証制度です。障がいのある方の多数雇用や障がい者就労施設等への優先発注など、障がいのある方の就労支援に取り組む企業等を一定基準により評価・認証するとともに、認証取得企業に対し入札上の優遇や低利融資制度活用等の配慮を行います。令和5年6月末現在211企業となっています。次に、官公需の発注促進です。障がいのある方が就労する施設等からの物品等の優先的な調達を促進するための方針を策定し、障がい者就労施設等に対する発注に努めます。令和4年度調達実績348件、1億583万3千円となっています。

続いて、③「工賃向上計画支援事業」です。北海道障がい者条例に基づく「指定法人」による障がい福祉サービス事業の経営改善や受注拡大、販路の確保・拡大等の取組を行い、障がい福祉サービス事業所における収益及び工賃水準の向上を図っています。下に取組内容を記載していますが、個別経営相談や研修会の実施、インターネット販売のナイスハートネット北海道など実施しています。

続いて、④「障がい者職場実習推進事業」です。障がいのある方に道の職場で就業体験の機会を提供することにより、一般就労に向けた社会人としてのマナーや教養及び職業能力の向上を支援しています。新型コロナウイルス感染症の影響から直近2年間は実施できませんでしたが、今年度は2年振りに実施し、2名の方に参加いただきました。

次に、「2一般就労の推進」です。次の表は、一般就労への移行や職場定着を図るため、それぞれの地域でナカポツセンターが中心となって、関係機関とのネットワークの充実に努めています。下にナカポツセンターの表を示しておりますが、雇用と福祉のネットワークを連携し、一体

的な支援を行っています。

次に、「3 多様な就労の機会の確保」です。農福連携として農福連携促進事業を、水福連携として地場産業障がい者就労促進事業を記載しています。農福連携促進事業については、道内4カ所において農福マルシェを実施したり、マッチング支援、農業の専門家派遣などを実施しています。地場産業障がい者就労促進事業については、マッチング支援として、受け入れ事業者に対して雇用に関する相談を行ったり、水産加工業の仕事に対する認知度を高めるため、見学会や体験就業を行っています。次のページでは、企業と連携し新たな業態、業種の開拓・確保のため地域におけるネットワークによる連携を図ることや、官民連携による障がい者のテレワークを推進していることを記載しています。

最後に、「4 福祉的就労の底上げ」ですが、民間企業との包括連携協定事業による取組として、株式会社イトーヨーカ堂との取組として、アリオ札幌で毎月ナイスハートフェアを実施しています。他には、人と木との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む「木育」の理解促進イベントや、株式会社セコマとの取組として、ポイントカタログにポイントと交換できる障がい者就労施設等の製品を掲載しています。また、障がいのある方の就労スキル習得や工賃向上等を図るため、就労継続支援施設が製造した弁当を庁舎内で販売・訓練する機会を設けるお弁当の庁内販売を実施しています。私からは以上となります。

【橋本会長】

ありがとうございました。以上で各機関による今年度の取り組み状況の報告が終了しました。報告事項について、質問などございますでしょうか。無いようですので、議事を進めます。

(2) 関係機関における今年度の取組状況

【橋本会長】

では続きまして、障害者就業・生活支援センターのあり方について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

北海道障がい者保健福祉課の山口です。事務局から、障害者就業・生活支援センターの現状についてお伝えした後、本年実施したアンケート結果の概要について報告させていただきます。資料2-1「障害者就業・生活支援センターについて」をご覧ください。第6期計画期間中におけるセンターの新設についてです。障害者就業・生活支援センターは国の方針に基づき、すべての障がい保健福祉圏域に設置することを目標としていますが、本道の広域分散型の地域特性やサービス見込み量等を考慮し、第6期計画期間中、令和3年度から令和5年度の間12カ所を整備することとなっております。その下の部分に記載しておりますが、令和4年4月1日から苫小牧に1カ所設置し、道内12カ所を整備したところです。

次に、「第7期北海道障がい福祉計画」に向けた検討についてです。1番めでも説明したとおり、障害者就業・生活支援センターはすべての障がい保健福祉圏域に設置することを目標としており、第6期計画期間中の新設により、21圏域中11圏域に設置をすることとなりますが、未だ10圏域が未設置のままとなります。

全国の未設置圏域のおよそ4割近くが北海道にあり、設置に向けた検討が引き続き必要であることから、第7期に向けた検討を行って行きたいと考えております。また、検討の際、センター設置に関するアンケートを実施することを本委員会でお伝えしており、本年2月から3月にかけて、市町村、障がい者就業支援事業所、障害者就業・生活支援センターを対象として、実施しました。今回、この結果をとりまとめましたので、この後ご報告させていただきます。私からは以上となります。

【事務局】

北海道障がい者保健福祉課の鈴木です。私からは、「令和4年度障がい者就業・生活支援センター設置に関するアンケート」の結果について、概要版に沿って報告させていただきます。

本調査については、令和5年2月～3月の期間で、道内の市町村、相談支援事業所、就労移行支援事業所、および障がい者就業・生活支援センターを対象に実施したものです。各対象の回答率は記載のとおりです。

まず、「道内の障がい者就業・生活支援センターが、未設置圏域をカバーする体制をとっていることに伴い、日々の業務に支障を来している点がありますか？」という設問には、ほとんどのセンターを始め、センター未設置圏域の事業所において、「あり」と回答した割合が高かったという結果でした。

次に、「センター未設置により支障があるとした理由」について、5つの項目から当てはまるものを尋ねたところ、市町村と事業所とともに「一般就労の専門的ノウハウが乏しいため」という回答が最も多く、センターでは「その他」を除き「ハローワークや他の支援機関との連携体制だけでは十分ではないため」という回答が最も多いという結果でした。

そして、「センターの新設に際して優先して検討すべき事項」について、8つの項目から上位3つを挙げてもらったところ、いずれの対象者も「障がい者人口」を優先すべき項目と考えており、特に市町村レベルでは1～3位全てでその回答数が多いという結果でした。また、事業所とセンターレベルにおいては、「センターが支援を行うために必要な移動時間」も優先すべき項目として挙げていることがわかりました。

これらのことから、現行センターが未設置圏域をカバーしている現状にあっては、事業所やセンターといった相談支援現場の実践者にとっての負担感が大きいことが窺えるとともに、新センター設置に際しては、圏域の広大さに起因する地域ニーズの把握や移動負担の大きさなどを念頭に置いた検討が望まれると考えられます。

その他、自由記述などの質的データについては、詳細版にまとめたものを掲載しておりますので、適宜ご確認ください。私からの報告は以上となります。

【橋本会長】

ありがとうございました。ご質問やご意見があれば、カメラオンにさせていただいてご発言いただければと思います。ないようですけども、今回、令和4年の4月に1カ所増という成果が出たという報告と、現時点では10圏域未設置ということで、非常に広域な北海道においては、事業所さんやセンターさんが非常に広い地域をカバーしていることや、移動時間の多さや移動距離についての負担状況がアンケート結果にも出ていたのかなと思います。はい、高谷委員。カメラオンにさせていただいて、ご発言いただければと思います。

【高谷委員】

はい。ナカポツセンターが、移動距離を一番にあげた理由というところを、説明させていただきたいと思います。単に移動距離が長いから設置を希望したり、未設置圏域への設置を希望したりしているということではないんです。

確かに移動距離が長いというのはあるんですけど、やはりナカポツセンターに求められている機能が、10年前から見るとどんどん多様化しているということになります。その大きなものとして、B型を福祉サービスとしてご利用されるときに、各市町村に就労移行支援事業所が未設置か、無い地域においては、就業・生活支援センターが、B型の就労アセスメントもするように求められてきています。これはナカポツセンターが設置されてカバー圏域を抱えたときから大幅に変わってきています。

そうした中、今回法定雇用率が上がり、先ほどの労働局の説明にもあったように、精神障害の方の求職の方がぐんと増えていることもあります。そうすると当然、行く回数も増やさなければいけないということになります。そうした時に、例えば就労アセスメントは、国では「最短で3日間のアセスメントをなささい」となっています。そうすると、3日間、長距離を往復しなければならないということになります。片道150kmぐらいを移動して行って、アセスメントをして150kmを帰ってくる、というふうになる時もあるし、そこに宿泊してもらってということもあるんですけども、北海道っていう地域柄、吹雪の中に帰ってくるということもあります。

あと就労アセスメントは、年間計画の中で実施できるようなものでもありません。支援校の方も、急遽進路が変更になることがあります。なので、タイムリーにサービスが提供されるよう、ナカポツセンターが動かなければいけないということがあります。また、精神の障害の方は、就職を希望されたとき、じゃあハローワーク行って、一回で職場探しをしましょうというふうにはなかなかありません。何回も何回も訪問しながら、その方の希望とか、働いていく力とかを確認する作業が必要になってきます。

(今回のアンケートで、)各市町村が、支障がないよっていうふうになっているところは、決して、現状のままで良いっていうふうには思っていないと思うんです。それぞれのナカポツセンターが、一生懸命動いていて、今の状態のものがあるんであればっていうことだと思います。だから、ナカポツセンターがなくて支障がないという捉え方ではなくて、ぜひ未設置圏域には設置をして、今、例えば市町村が未設置であることへの支障はないと言われる状態を継続できるように、道として、次期の計画、今回から計画が3年ではなくて、6年という長期間の計画になるっていうふうにも聞いているので、この未設置圏域についての設置については引き続き検討するっていうことを、ぜひこの就労推進委員会の意見としてまとめていただければと思っています。それがナカポツ12センターの意向でもあります。

もちろん、今後、未設置圏域のナカポツセンターに要求されている実績が出せるかどうかというものについては、私たちも非常に不安を持っていて、どこかにナカポツを受託していただいたとしても、果たして、私たちに課せられている数値が、この圏域の中で出していけるんだろうかっていうのは、どのセンターも不安に思っています。それで、強く要望できない、内部を知っているからこそ言えないっていうのも、各センターの方からも聞いています。ただ、やっぱり未設置圏域のままが大丈夫なんだってという解釈だけはしないでいただきたい、というのがナカポツセンターからとしてのお願いです。

【橋本会長】

高谷委員どうもありがとうございました。貴重なご意見ありがとうございました。実情をご説明いただいた中で、今ナカポツに求められている役割についてもご説明いただき、改めてそのご苦労と、未設置圏域の問題について、お話いただいたものと思います。こちらについて、今説明いただいた部分で、何か事務局の方からありますか。

【事務局】

山下です。高谷委員の方からただいまご意見いただきましてありがとうございます。これまでもセンター長会議の方でも話を進めていた議題ではございます。直近では、東胆振にできましたけれども、それまでもずっと新しいセンターの方が設置されないような状況が続いておりました。

予算的なところもありますので、一度にすべての地域に設置することは難しいのですが、合わせて、事業を受けていただけたところを探していくということも並行して行っていくことが必要だと認識しております。

今回調査を行いましたけれども、障がい者人口という市町村からのご意見もございましたので、全般的に広い視野を持ったまま、どちらの地域を優先すべきかということも精査しながら、検討させていただきたいと思いますので、皆さんのご意見等いただきたいと考えております。

【橋本会長】

はい、ありがとうございます。市町村の方の優先すべき事項、アンケートの結果のですね、確かにこここのところの着眼点はそうなのかなと思いつつも、センターさんの実働や非常にご苦労されているところを、私たちはしっかり見ていかなきゃいけないなと思って聞いておりました。高谷委員、事務局の方からもお話がありましたけれども、いかがでしょうか。

【高谷委員】

すいません、ちょっと聞き取れない部分があって、もう一度お話いただいてもいいですか。

【橋本会長】

もし聞き取りづらかったら、お話の途中でもご発言いただいて、ちょっと聞き取りづらいということでおっしゃっていただければと思います。

【高谷委員】

わかりました、ありがとうございます。

【事務局】

山下です。いただきましたご意見につきまして、センター長会議の方でも議論をしまして、こちらの調査結果をもとに、お話を進めていたところではありますが、同様に、市町村からも障害者人口という意見もあります。また、移動距離についても、3圏域をカバーしているセンターもありますので、その辺りを広く見て、どちらの地域を優先して進めていくのか、また併せて、担っていただける事業所を開拓していくということも、平行して進めていく必要がありますので、その辺りを全般的に見ながらですね、少しでも進めていければと考えているところです。

【橋本会長】

高谷委員、いかがでしょうか。

【高谷委員】

はい、ありがとうございます。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

【橋本会長】

ナカポツセンターについてはですね、このアンケートをしっかりと見ながら、次の計画にどのように反映させていくか、提案していくかというところが出てくるかなと思います。次の協議事項もありますので、この中で、ご意見等いただければと思います。

5 協議事項

(1)「第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画」の基本的な考え方について

【橋本会長】

それでは次の次第に移りたいと思います。次第5の協議事項「第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画」の基本的な考え方について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

北海道障がい者保健福祉課の山口です。事務局から「第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画」の基本的な考え方について、説明させていただきます。

初めに、計画の概要について説明します。今回、北海道障がい者基本計画と、北海道障がい福祉計画を統合することとしておりますが、このことについては、令和4年12月開催の北海道障がい者施策推進審議会において協議済みであり、統合にあたっては障がい福祉計画をベースに統合することにしております。

また、計画の期間につきましては、国においては3年を一期としての策定を基本としておりますが、都道府県及び市町村の実情に応じ、柔軟な期間設定が可能となっております。道としては、3年毎の計画の見直しでは、サイクルが異なることで計画策定に係る負担が大きいことにより、検証が不十分なまま次の計画の策定作業に追われることなどを考慮し、全体的な改定は6年とし、3年の中間見直しとして指標等の見直しを図ることとしたいと考えております。

本委員会では、この計画の基本的な考え方原案を事務局からお示した後、特に「就労支援施策の充実・強化」について、皆様からご意見をいただき、検討を進めていくこととしたいと考えております。

今後の主なスケジュール予定についてですが、本委員会で計画の基本的な考え方について協議した後、9月下旬に第2回委員会を開催し、計画の具体的な数値等を含めた計画の素案を協議いただくことを予定しております。その後は審議会での協議を経て新しい計画案をまとめ、令和6年2月の第1回北海道議会定例会に提出することを考えています。

それでは、計画の「基本的な考え方」について、説明いたします。資料としましては、基本的な考え方の全文と概要版となっております。

1番目の「計画策定の目的等」についてでございますが、障害者総合支援法、児童福祉法、北海道障がい者条例に基づきまして、障害福祉サービス等の提供体制の確保、その他、この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定め、「希望するすべての障がいのある方が安心して地域で暮らせる社会づくり」を目指してまいります。計画期間は、令和6年度から11年度までの6年間とし、サービス利用量の見込み等を定めるものとなっております。令和8年度に目標の達成状況や障がい施策の動向、国の障害者基本計画の策定作業などを踏まえて、必要な見直しを行います。

2番目の「計画の位置付け」といたしましては、障害者基本法に基づき都道府県障害者計画として道が策定するものです。なお、社会福祉法その他の法律の規定による計画であって障がい者等の福祉に関する事項を定めるものと調和を保ちながら策定します。

3番目「計画の策定体制」につきましては、計画策定の総合的な協議を障害者基本法に基づき設置しておりますこの「北海道障がい者施策推進審議会」において協議をさせていただきます。なお、前回の第6期北海道障がい福祉計画策定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、タウンミーティングを実施しませんでした。今回の策定においては、道内各地域で開催するとともに、その後パブリックコメントを実施させていただきます。

4番目「計画策定のポイント」につきましては、5月に示されました国の基本的な指針に即して策定させていただきます。

5番目「計画推進のための基本的な事項」といたしまして、目指す方向は、希望するすべての障がいのある方が安心して地域で暮らせる社会づくりを目指しまして、地域における生活の維持及び継続の推進、就労定着に向けた支援、地域共生社会の実現に向けた取組、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、障がい者の社会参加を支援する取組、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築、発達障がい者支援の一層の充実を推進いたします。次に、「計画推進のための基本的な考え方」につきましては、①北海道障がい者条例の施策の推進、②生活支援体制・地域移行支援の充実、③サービス提供基盤の整備、④保健福祉・医療施策の充実、⑤人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上、⑥障がい児支援の充実、⑦発達障がい者や医療を必要とする人等への支援、⑧就労支援施策の充実・強化、⑨自立と社会参加の促進・取組定着、⑩権利擁護の推進、⑪北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進、⑫安全確保に備えた地域づくりの推進を柱といたしまして進めてまいります。

続いて6番目「計画の推進管理」につきましては、計画目標の達成状況や市町村計画の進捗状況などを定期的に把握するとともに、その分析・評価を踏まえ、課題等がある場合は計画の見直しなど、必要な措置を行うこととしております。

最後に7番目「策定スケジュール」につきましては、今後、8月に、第2回北海道障がい者施策推進審議会、9月に基本的な考え方を議会報告し、タウンミーティングを実施、10月に第3回北海道障がい者施策推進審議会、11月に計画の素案を議会報告、12月に計画の素案に対するパブリックコメント、1月に第4回北海道障がい者施策推進審議会、2月に計画（案）を議会報告、3月に計画策定のスケジュールとなっております。

なお、報告事項（2）で報告させていただきました障害者就業・生活支援センターにつきましては、現在、アンケート結果を参考として、センター設置の検討資料を作成しているところであります。本委員会は、9月下旬に第2回目の開催を予定しており、その際、この検討資料をお示しただうえで、内容について協議いただくことを考えております。

以上、計画についての基本的な考え方を説明いたしました。これらの項目の中で、本日は「⑧就労支援施策の充実・強化」につきまして、内容を所管しております本委員会において、特に意見等をいただきながら検討させていただきたいと思っております。以上です。

【橋本会長】

ありがとうございます。今、「第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画」の基本的な考え方ということで、説明をいただいたところです。説明にありましたように、「就労支援施策の充実強化」について、ご助言、ご意見等をいただければというところでございます。ご意見等あれば、是非いただければと思います。いかがでしょうか。はい。近藤委員、よろしく申し上げます。

【近藤委員】

はい。報告等ありがとうございます。意見というか考え方というかですね、確認させていただきました。それで、この就労を進めていくという部分では、やはり地域で働ける場、ひいてはこの⑧番の「就労支援施策の充実強化」が、他の施策の地域で生活することと違っていうところも、大きく関連してくるのではないかなというふうに思います。

やはり、地方では働く場がないから、地域生活が難しいので、札幌とか大きな都市に行かざるをえないということが出てくる可能性がありますので、身近な地域の中で生活ができる、仕事をして、自立して生活を組み立てていけるというような場が、就労の視点から、できるようになったらいいのかなと、お話を聞きながら思っていました。

それで、この部分やはり先ほどのナカポツのあり方っていうのがとても重要になってくる、一つの視点かなというふうにも思いました。ですので、その辺りぜひ具体化していただくような方向性をお願いできればと思います。

あとは、協力いただける企業さんをそういった地域の中でどういうふうに発掘し、広げていくかというところ。例えば私の大学がある当別町では、自立支援協議会が、商工会ともやりとりをしていますけれども、情報共有をしてはいるんですけども、進んでいかない部分もあります。

企業さんとしては、やはりちょっと働き手、特に中小企業さんなんかは、働き手不足というお話もあがっていて、そういったところを、障がいのある方と合わせてどういうふうに組み立てていくのかということも、「多様な就労の機会の確保」ですとか、「一般就労の推進」というところには大きく重なってくるかなというふうに思います。このあたり、多分の一步に繋がって、様々なやりとりが出てくるのかなと思いますのでその辺りもぜひ意識していただければなというふうに思いました。以上です。

【橋本会長】

ありがとうございます。地方、特に北海道の場合は、こうした問題というのは、どうしても出て来るわけですが、働く場としての需要と供給をつなぐということも、特に就労系の事業所がない地域で、どうしてもいってというのは、これまたナカポツさんに回ってしまうということになれば大変なわけです。また、働く場の確保やマッチングをどうしていくかみたいなのは、なかなか地方に声が届きづらいというところがあるかなと思います。このあたりについて、事務局からいかがでしょうか。

【事務局】

山下です。貴重なご意見ありがとうございます。いただきましたご意見は、おっしゃる通りで、なかなか難しい問題かなと思います。先程のセンターの関係もそうですけれども、ご指摘いただきました需要と供給というところ、無いから若干諦めてしまっているところ、障がいのある方々が自分の障がい程度に合うような業務があったとしても、なかなか結びつかないという

ようなところ等、いろんな課題があると考えられますけれども、今回、第7期の計画を策定していくにあたって、より具体的な実効性あるも政策として盛り込めればよいと考えております。ですので、皆様の、今いただいたような地域での課題でしたり、より具体的にどのように進めていけばいいかというような提案等もいただければ、大変助かります。具体的な政策を盛り込む計画の内容については、今精査している最中でございますので、次回の協議会の時には、さらに活発なご意見等いただければと思っております。ありがとうございます。

【橋本会長】

はい、ありがとうございます。近藤委員、いかがでしょうか。

【近藤委員】

ありがとうございます。ぜひ進めていただければと思います。あともう1点、障害者総合支援法の改正の中で、就労選択支援の部分が、令和7年頃から盛り込まれることとなっておりますが、今回の計画に関して、この点も何か盛り込むことを想定されているかということも、お聞きできればなと思いました。

【橋本会長】

はい。事務局からいかがですか。

【事務局】

今回の改正に伴って施行されていくものにつきましても、検討の上、計画の記載内容については協議していければと考えているところです。

【橋本会長】

はい、ありがとうございます。計画の検討が始まるということ念頭に置いて、考えていかなきゃならないということだと思えます。令和7年スタートということと、我々も中身を理解した上で、この中に盛り込んでいけるものがあるか検討できればと思います。近藤委員、大丈夫でしょうか。

【近藤委員】

はい。大丈夫です。ありがとうございます。

【橋本会長】

ありがとうございます。では、牧野委員から挙手がありましたので、ご発言をいただきます。よろしくお願いいたします。

【牧野委員】

牧野です、よろしくお願いいたします。北海道は広いので、この福祉の21の圏域の中での考えが当然進んでいくんでしょうけれども、美幌の町の中から見ると、計画が小さな町にはなかなか届いてこないようにも感じます。できれば、実感が得られるようなことが一つでもあったらいい。

就労支援は、自立した生活を目指しますので、住む場所も必要になってきます。自宅もありますが、できれば生活とセットで考えられればいかと。住居というのは難しいもので、いろんな協力をいただく必要があります。お金のかかることでもあるので、今後はそういったところもあわせて、全体で考えられればと思いました。

それから、働き口はいろんなところにできるんじゃないかなと思います。子供たちの能力は多

様で、先入観にとらわれずにやってみると、別なこともできるんだとわかることも多い。現場の人たちが苦勞して、人と仕事を繋げるわけですが、美幌にはそういった事業所があります。でも、もしかするとそういったところがない町はあるかもしれないですし、そのような環境が、なかなか仕事に繋がっていかない理由になっているのかもしれない。美幌では、知的も、精神も、身体の方もともに活動していけるような場が、間もなくできてくると思いますが、そういう場が大切だと感じます。

【橋本会長】

ありがとうございます。

最初の点については、生活面もセットで考えていく必要があるように思いました。

2点目につきましては人材不足ですね、これについては、マッチングが難しいということなのだろうと思います。地域の中では、協議体があったりするところだと、情報交換であったりとかいうのも可能になっているのかなと思います。一方でまた、そういう形がなかなかできない地域もあるかと思っています。

それと、どこの企業でも、実は人材不足を抱えていたりとかもあるのかなと思いました。いろんなところに、どのようにアプローチできるのかということも、検討していかなければいけないのかなと思っております。何か事務局からもありますでしょうか。

【事務局】

徳田でございます。今会長からもありましたが、働くところと住まい、当然セットで考えていかなければならないと考えています。一般のアパートにおられる方、それからグループホームで生活される方もいらっしゃいますので、そういったものもセットで考えていきたいと思えます。

あと、働く場とそれから働きたい障がい者の方のマッチングが必要だということと、地域でいろいろ自立支援協議会等がありますが、小さい町一つだけでは解決できないこともあるかと思えます。我々としては、振興局が地域の身近なものとしてございますので、こういったところで、例えば複数の市町村でやるとか、振興局単位でやるとか、そんな形を目指していければいいかなというふうに思えます。以上です。

【橋本会長】

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

はい、富田委員。よろしく申し上げます。

【富田委員】

はい。まず今日の会議ですが、音声状態が悪くて発言内容がよく聞こえませんでした。これは次回以降、改善して欲しいということが、まず1点目です。

それから、お話を聞いていて思ったのですが、いろんな制度はあるんですけども、ほとんどの方がわかっていないということがあると思います。例えば先日、高等技術専門学院さんから紹介を受けて、来月からインターン入ることになったのですが、高等技術専門学院さんがそういうことをやっているということ、私は知りませんでした。実際に、事業所の方も知らない方が結構いらっしゃいました。私は同友会を代表して出席していますが、札幌市の支部委員会と道の障害者問題委員会の方で、改めて告知の時間を設けたぐらいです。

そういった意味で、今回もこのセンターをこういう形で設置していくとか、もしくは、こういう窓口があるとかっていうのも、やっぱり国と道と市がバラバラの状態ではなく、それを包括的に、わかりやすくしていく必要があると思います。わかっている人はわかっているけれども、わかっている人は全くわかっていない。そんな状況があると思います。例えば、去年の経験ですけ

れども、知的障がいの児童の送迎のことで市の方に相談をしたら、こういう制度があります、こういうことができますと教えてくれました。でも、実際に送迎事業者をどこに頼んだらいいかと聞くと、それは自分で探してください、ということになります。そうすると、制度があっても、利用するためにはもうすごいエネルギーが必要になります。結局は、6ヶ所も7ヶ所も問い合わせをかけて、ようやく1ヶ所が見つかるというように。そういう入口の問題を解決しないと、いくら制度ができたとしても、そこに入れられないような気がします。

【橋本会長】

ありがとうございます。まず、通信が不安定なことにつきましては、ご迷惑おかけしまして、申し訳ございません。次回以降、改善して不都合がないように事務局をお願いしたいと思います。

そして二点目については、周知の問題、制度があっても使えないといった問題について、投げかけていただいたものと思います。やはり制度はあるのだけれど、意識がないと情報が入ってこないというような状況があるのかと思います。制度を使いやすくするアプローチといったものも求められているところかと思います。そのあたりについて、事務局からお願いします。

【事務局】

徳田でございます。今回のネットや音声の不備につきましては、大変申し訳ありません。次回、しっかり対策をとって開催させていただきたいと考えております。

後段のところにつきましては、それぞれ道なり、国なり、市町村で制度を作っておりますが、作った後のことが考えられていないというご指摘だと思っております。本来は制度を作る時点で、お互い知っていなければならないことだと思っておりますが、実際こういう会議で互いがしていることに気づくこともございます。

一番大事なことは、利用される方が、障がい者の方が、制度を利用しやすいことだと思っておりますので、わかりやすい制度につなげていきたいと考えております。

【橋本会長】

ありがとうございました。富田委員、いかがでしょうか。

【富田委員】

いわゆる道や市という縦系列の他に、一番身近なところとして事業所に行くことも多いのですが、その人達も把握できてない制度が沢山あります。その辺を整理していただきたいというつもりでした。

【橋本会長】

はい。ご意見ありがとうございます。こちらの方も検討材料として意識していきたいと思っております。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。はい、今村委員。

【今村委員】

お世話になります。稚内職親会の今村と申します。今日は基本的な考えの⑧番というところなので、私どもってというか、福祉就労じゃなくて、一般就労を受け入れている事業所としての大まかな考え方をお伝えします。

先程お話に出てきたように、いわゆる就労訓練であるとか、福祉から一般就労に移行していくとか際に、旭川技専の方たちが非常に尽力されている現状があると思っております。その際、まだまだ企業側に、お願いベースで話を進めているところが多いように思います。これだけ人手不足で、

地方に行けば行くほど働き手がいなくなっているような状況ですので、障がい者の就労も社会を支える存在として企業側が求めていくべきというか、戦力として考えていく機運の醸成、そういうことが必要になると思います。

具体的には、例えば障がい者の法定雇用率を満たしたり、障がい者を一般雇用したりすると、ポイントを付加できるとか、行政も横に繋がっていただけるといい。障がい者を雇用していることがインセンティブに働くことが大切だと思います。

そういった暁には、先程の富田委員のお話のように、雇用したいと思う側がワンストップで、利用できるような窓口があるといい。雇用する側がワンストップで利用できるようなサービスが必要になると思っているので、一般就労を受け入れている立場としては、将来を見据えながら、ぜひそういうところも少しでも盛り込んでいただければと思います。以上です。

【橋本会長】

ありがとうございます。非常に貴重なご意見だったかと思います。やはり企業の方からするとですね、利用しやすいことが大切だと、改めて思います。事務局からいかがですか。

【事務局】

山下です。貴重なご意見ありがとうございます。いただきましたご意見ですけれども、確かにおっしゃるとおりだと思います。現計画でいきますと、具体的な発信方法や支援体制のあり方つきましても、何ページかに渡って盛り込んでおります。それを今以上のものとするためにも、本日出席している関係機関の方の皆様のご意見いただきながら、その辺を具体的に盛り込んでいけるようにしたいと思います。

今回いただきましたご意見としましては、障がいのある方がどのように一般就労し、さらに住み慣れた地域で、定着して生活していくためにはどのようにしていったらいいかというところで、その人たちの生活全般に関わってくることだと思います。また、地域生活の基盤すべてが、就労にも繋がってくると思いますので、いただきましたご意見等を生かして、具体的な施策に盛り込んでいきたいというふうに考えておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

【橋本会長】

ありがとうございます。計画をつくっていくことと、計画がどこまで広がっていくかっていうこと。これが要かなというふうに思って聞いておりました。次回は数値目標や、さらに具体的なところを示して、議論していただくことになりますけれども、目標があることにより、どの程度達成できたか、次回どうしたらいいかっていう発想になってきますので、より具体的なところのところを、次回議論いただければなと思います。他にいかがでしょうか。

6 その他

【橋本会長】

それでは、最後に今後のスケジュールについてご連絡します。本日7月27日が第1回障がい者就労支援推進委員会として、計画に向けた考え方についてということで、皆様からいろいろご意見をいただいたところになります。そして9月下旬に、障がい者雇用支援合同会議というのがあります。この会議と同日開催で、第2回障がい者就労支援推進委員会を予定しております。この障がい者就労支援合同会議については、行政の方々の会議ということになっておりますけれども、以前、こういった場でどのような話がされているか聞きたいというようなご要望もありましたので、これについては、同日開催としまして、私たちもですね、メンバーが一緒の方もいら

っしゃるんですけども、オブザーバーとして参加できるということで予定しておりますので、その点でも、はい。この行政側との連携のところはですね、道の実態とか話し合いについて私たちも確認できるかなと思いますし、数値目標とか計画の具体案、素案について検討できるっていうことなんで、またより進んだ議論ができるかなというふうに思っております。ということで、今回は9月下旬ということでちょっと2ヶ月後になりますけども、はい。ちょっと準備を進めさせていただいて、今日のご意見なんかも含めていただいて、案を出していただければなど。という形になるかなと思います。ありがとうございます。それでは、他大丈夫でしょうかこの件に関しては、本当に様々なご意見ありがとうございました。次回の検討材料だったりとか、非常に参考になりました。ありがとうございました。では、次第の6ページですね、その他としまして、今後の日程につきましてお願いいたします。

【事務局】

山口です。それではその他としまして、事務局から改めて委員会の今後の日程について説明いたします。先ほど会長からもご説明いただいたところでありますが、現在のところ、9月の下旬に第2回障害者就労支援推進委員会を開催する予定でございます。第2回の委員会におきましては、今回の第三次北海道障害者基本計画、第7期北海道障がい福祉計画について、数値目標を含みます計画素案について協議いただくことを考えております。そのため、計画における数値目標を共有するため、北海道障がい者雇用支援合同会議を同時開催する予定です。合同会議の構成員につきましては、厚生労働省北海道労働局、札幌市障がい保健福祉部、高齢・障害・障害求職者雇用支援機構、道経済部労働政策局、道教育庁学校教育局、道保健福祉部障がい者保健福祉部となっておりますので、詳しい開催内容につきましては別途ご案内いたします。なお、第2回委員会では、報告事項といたしまして、第6期北海道障害福祉計画の推進状況や、先ほどお伝えしました、障がい者就業・生活支援センターの設置検討資料につきまして、ご報告させていただく予定です。私からの報告は以上になります。

【橋本会長】

ありがとうございます。今の報告についてはよろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。はい、ありがとうございます。それでは長時間にわたりましてありがとうございます。全ての議事が終了しました。最後に何か言っておきたいこととか、よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。それでは全ての議事が終了しましたので、司会を事務局にお返ししたいと思います。

7 閉会

【事務局】

会長どうもありがとうございました。また皆様も、長時間お時間をいただきましてありがとうございました。道といたしましては、今後とも障がいのある方々の就労支援の取り組みを、皆様方と進めて参りたいというふうに考えておりますので、引き続きどうぞよろしく申し上げます。また本日、大変ご迷惑おかけしましたネット回線の不具合っていうものが非常に皆様に、きちんとお伝えできなかった部分が多々あるかと思っております。次回につきまして改善するような方向で、改めて検討しまして、また日程調整の方も含めてご連絡させていただきたいと思っております。本日はご多忙のところ出席いただきましてありがとうございました。本日、これをもちまして、令和5年度第1回北海道障がい者就労支援推進委員会を終了いたします。ありがとうございます。

〈出席委員 15名〉

【北海道障がい者就労支援推進委員】

会 長	橋本 菊次郎	北海道医療大学看護福祉学部 准教授
委 員	飴谷 由香	社会福祉法人札幌会札幌市社会自立センター 従業員
	石山 貴博	特定非営利活動法人精神障害者回復者クラブすみれ会 副理事長
	齊藤 徹	一般社団法人北海道身体障害者福祉協会 理事
	近藤 尚也	北海道医療大学看護福祉学部 講師
	高谷 さふみ	くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センターぷれん センター長
	富田 彰	社会福祉法人北海道社会福祉協議会 副局長
	今村 仁泰	稚内市職親会 会長
	織田 知里	一般社団法人北海道商工会議所連合会 総務係長
	佐々木 恵一	一般社団法人中小企業診断協会北海道 会員
	茂森 実	株式会社ほくでんアソシエ 代表取締役社長
	富田 訓司	一般社団法人北海道中小企業家同友会札幌支部 全道障がい者問題委員会委員長
	児玉 哲寛	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 企画調整担当課長
	三上 元彦	厚生労働省北海道労働局職業安定部 職業対策課長
	牧野 泰乗	宗教法人美教寺 住職